

四 後業員ハ調停者小野菊銀ノ交渉條件標準個数一二〇〇個トシテ生産能率ニ
 対シテハ責任ヲ以テ協定ハ誠意ヲ以テ遵守スルコト
 以上ハ協定ス
 昭和十二年五月十日ヨリ實施スルコト

昭光バルブ製造所工場主
 小 鈴 吉
 西 井 菊 春
 日 谷 上 野 木
 銀 德 光 菊 春
 二 統 三 統 三 統 三
 (印)(印)(印)(印)(印)

常

調停者
 労働第一一六號
 昭和十二年六月三日

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉殿
 社 會 局 長 官 殿

富澤也ルロイド工場労働争議ニ関スル件 (發生ノ解決)

要旨

(一) 前由労働争議代表三派ハ工場主ヲ訪問シテ交渉ニ着手シテ他日労働争議ニ對シテ解決セラル
 其際ニ労働争議代表三派ハ工場主ニ對シテ労働争議ニ對シテ解決セラル
 (二) 其後労働争議代表三派ハ工場主ニ對シテ労働争議ニ對シテ解決セラル
 結果協定ニ至リテ労働争議ハ解決セリ

標記工場ニ労働争議發生セルガ狀況左ノ通り

一 争議發生ノ場所 城東區大島町八丁目四六二番地